第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特　定　装　置　の　種　類	a
（略）	（略）
（略）	８以上
第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年八月五日から施行する。

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特　定　装　置　の　種　類	a
（略）	（略）
（略）	８以上
第二条第十七号の騒音防止装置	
（略）	（略）